



2025 POLISPA ロードレース選手権シリーズ

大会特別規則書 SUPPLEMENTARY REGULATIONS

POLISPA ROAD RACE CHAMPIONSHIP



主催 : オートポリス倶楽部 (APC)、SPA 直入スポーツクラブ
公認 (承認) : 一般財団法人日本モーターサイクルススポーツ協会 (MFJ)
コース : オートポリスインターナショナルレーシングコース (4, 674km) / SPA 直入コース (1, 43km)



オートポリスインターナショナルレーシングコース
〒877-0312
大分県日田市上津江町上野田 1112-8
TEL: 0973-55-1111 FAX: 0973-55-1113



SPA 直入コース
〒878-0403
大分県竹田市直入町大字上田北字浦原 510-15
TEL: 0974-75-3191 FAX: 0974-75-3195

<2025 POLISPA ロードレース選手権シリーズ 主な規則変更点>
(※2024 POLISPA ロードレース選手権シリーズからの変更点となります)

- ロードレースにおける二次災害防止の遵守事項
MFJ 国内競技規則の改定に伴い、追記しました。
- サーキット走行に関する規則 2. 定義 3)
MFJ 国内競技規則の改定に伴い、追記しました。
- サーキット走行に関する規則 3. サーキット走行における遵守事項 2) 走行中の遵守事項 (2)
MFJ 国内競技規則の改定に伴い、追記しました。
- 第 11 条 ライダー装備
MFJ 国内競技規則のエアバッグ式プロテクション使用義務年齢の改定に伴い、追記しました。
- 第 23 条 公式車検 5)、6)
車載カメラの取り扱いについて追記しました。
- 第 26 条 決勝グリッドおよびスタート 4)
オートボリスのポスト番号変更に伴い、記載を変更しました。
- 第 33 条 GPS 装置
GPS 装置の搭載義務化に伴い、条項を追加しました。
- 第 37 条 シリーズ賞典 2)
参加台数について追記しました。
- 第 40 条 ブルテンの発行
条項名について記載を変更しました。

※規則変更点は下線で記載しております。

**2025 POLISPA ロードレース選手権シリーズ
大会特別規則書 目次**

ロードレースにおける二次災害防止の遵守事項	3
サーキット走行に関する規則	4
【 公 示 】	6
第1章 総則	6
第1条 競技会の名称	6
第2条 主催者および連絡先	6
第3条 開催場所	6
第4条 大会役員	6
第5条 参加資格	6
第6条 開催日程、開催クラスおよび参加資格	7
第7条 参加料金	7
第8条 参加申込	7
第9条 受理書、クレデンシャルパスならびに車両通行証	8
第10条 参加車両	8
第11条 ライダー装備	8
第12条 チーム名	8
第13条 決勝最多出場台数・決勝周回数	9
第14条 参加受付	9
第15条 ライダーのエントリー、変更ならびにダブルエントリー	9
第16条 参加者の遵守事項	9
第17条 走行中のライダーの遵守事項	10
第18条 主催者の権限	10
第2章 競技規則	11
第19条 コースへの進入	11
第20条 ピットレーンへの進入	11
第21条 ピット作業	11
第22条 公式車検	11
第23条 ライダーズブリーフィング	12
第24条 スタート前チェック	12
第25条 公式予選	12
第26条 決勝グリッド及びスタート	12
第27条 レース終了	12
第28条 仮表彰	12
第29条 レース終了後の車両保管、再車検	12
第30条 大会賞典	13
第3章 参加車両規定	13
第31条 車両規則基本仕様	13
第32条 フロントゼッケン	13
第33条 GPS 装置	13
第34条 自動車番読取装置（トランスポンダー）	13
第35条 使用ガソリン	14
第4章 その他	14
第36条 2025 年 POLISPA ロードレース選手権シリーズランキング	14
第37条 シリーズ賞典	14
第38条 大会役員の責任	15
第39条 本大会特別規則の解釈	15
第40条 <u>ブルテンの発行</u>	15
第41条 公式通知	15
第42条 負傷時の医療室受診義務	16
第43条 その他	16
第44条 規則の施行	16
信号（ライトパネル）図解	17

ロードレースにおける二次災害防止の遵守事項 転倒、または故障停止したら

2次災害防止

転倒したら2次災害の防止。

転倒もしくは故障で停止した場合、後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の2次災害事故の増大を防止するよう心がけてください。

まず安全確保

転倒したら、状況判断により、安全な所にできるだけ早く避難してください。特にオイルによる転倒は、後続車も同じ所に次々と転倒していきます。

グラベル上でマシンがストップした場合、マシンを安全な場所に移動し、動かない場合はマシンを倒してライダーは退避してください。

コース上でマシンがストップした場合、マシンを安全な場所に移動し、ライダーは避難して下さい。

後続車への合図

ポストから黄旗が振られますが、できるかぎり後続車に知らせる努力をしてください。

タイミングを見て、電源と燃料コックをOFFにして火災や燃料漏れの防止をしてください。

障害物のかたづけ

オフィシャルと協力して散乱部品のかたづけを素早く行ってください。オイルやガソリンがこぼれていたら処理作業も素早く行ってください。

安全上、走ってくるレーサーに背中を向けないよう心がけてください。

コース内はヘルメットを

自分が転倒した所は他のライダーも転倒しやすい場所です。他のライダーがいつ飛び込んで来るかわかりません。ガードレールの外に出るまではヘルメットを被ったままで行動してください。

コース内（グリーンも含む）にライダーがいる間は黄旗が振られ、追い越し禁止です。

他のライダーを拘束しますので、できるだけ早くコース外に退場してください。

再スタート

マシンが再スタート可能かどうかの確認をしてください。

マシンの点検はコース内の危険な場所で行わないでください。オフィシャルの指示に従い安全な場所に移動してください。

- 1) オイル、ガソリン、冷却水、ブレーキオイル等の漏れがないか確認をしてください。オイル漏れなどがあった場合は、無理にピット帰還はしないでください。
- 2) 走行に危険のある部分の破損、重要保安部品の破損がないか、また破損部分が鋭利になり2次災害を与えないか確認してください。
- 3) カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないかを確認し、またタイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはいけません。後方の安全を充分に確認し余裕をもってコースに復帰してください。

転倒車両を見たら

転倒したマシンは、オイル、ガソリン等をこぼす可能性があります。走行中に転倒車や黄旗を目撃したら充分注意して通過してください。

サーキット走行に関する規則

1. 目的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が、ロードレースコース（サーキット）において練習、レースを含むサーキット走行する際の基本的な走行方法、マナーを示すための規則である。

2. 定義

- 1) サーキット走行は、全ての者が、その持ち得る技量および車両の能力において、でき得る限りより速く、かつ安全に走ることを目的として走行しなければならない。（後述のスロー走行除く）
- 2) レコードラインの定義
レコードラインとは、そのサーキットをでき得る限りより速く、かつ安全に走るための理想的走行ラインをいう。
- 3) ライダーは、常に走路を走行しなければならない。走路とは、走路両端部を定めている白線部分を含めその白線から白線の間を言う（白線上も含む）。

3. サーキット走行における遵守事項

サーキット走行する際は、各サーキットごとに定められた規則を熟知し、当該施設の指導員・係員等の指示に従わなければならない。

1) 優先権

- (1) サーキット走行においては、基本的にはレコードラインを走行する者に優先権がある。
- (2) スロー走行中の者は、レコードラインを走行する者を妨げてはならない。
スロー走行とは、以下をいう。故障車両／初心者／ならし運転中の者／コース慣熟走行中の者。
スロー走行車は基本的にはコースピット側を走行する。
- (3) ピットレーンにおいては、ピットインしてくる車両に優先権がある。
- (4) ピットアウトしてコースに復帰するライダーは、ピットレーンを出て1コーナー先に達するまではコースピット側に沿って走行しなければならない、その間後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。レコードラインへの合流に際しては、十分な速度まで加速しなければならない。

2) 走行中の遵守事項

- (1) シグナルおよびフラッグシグナルを確認し、その指示に従う義務がある。
- (2) チェッカーを受けたライダーは、1コーナーまでは通常走行し、徐々にスピードを落としてピットインしなければならない。
- (3) 赤旗提示の際は、ライダーは最大限の慎重さと注意をもって走行し、必ずその周にピットインしなければならない。
- (4) ライダーは、走路を故意に外れることはできない。危険回避等のやむを得ない場合を除き、走路外走行は認められない。縁石（ダブル縁石は除く）はコースの一部である。
走路を外れた車両のライダーは、走路に復帰することはできるが、安全に復帰することとその走行が有利に働かないようにしなければならない。
- (5) 通常予想できない地点での不必要な急減速をしてはならない。
- (6) いかなる場合も、走路および走路に面したランオフエリアを周回方向ではない規定外の方向（逆走を含む）へ走行してはならない。転倒等による危険回避やオフィシャルの指示による場合はその限りではない。
- (7) 直線部分では、前車を追い越す以外の目的で進路を著しく急激に変更することは禁止される。
- (8) 他のライダーの走行を妨害する又は危険を及ぼすような走行をしてはならない。
- (9) 必要以外にハンドルから手を離したり、足をステップから離し、また、外に突き出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- (10) ライダーは、目視以外の方法で走行中に周囲の状況を確認する行為を行ってはならない。

3) 転倒・コースアウト

(1) コースアウト

- ① もしコースアウトしたら復帰する場合は後方を確認したのちコースに復帰することができるが、マシンの確認（破損・オイル漏れ・グラベルの砂利等）も留意しなければならない。
- ② トラブルなどで走行を止める場合は、マシンをコース外の安全な場所に止めてから退去する。

(2) 転倒

- ① 自分が転倒もしくは故障で停止した場合、二次災害の防止つまり後続車にひかれる、あるいは後続車を転倒させる等の事故の増大を防止するように心がけなければならない。

- ②転倒したら状況判断によりまず安全な場所へ避難すること、特にオイルによる転倒は、後続車も同じ場所で続々と転倒してくる可能性があるので注意すること。
- ③安全な場所から、できる限り後続車へ知らせる努力をすること。安全なタイミングを見て電源と燃料コックをオフにし火災やガス漏れを防止する。また、可能な限り散乱部品を撤去すること。もし自身に転倒による怪我等の影響がない場合は、事故現場を早く復旧させることを目的とし、安全に注意してオフィシャルの車両撤去を助ける。

④ガードレールの外に出るまでは、ヘルメットを着用していなければならない。

⑤転倒したマシンは、オイル・ガソリン等をこぼす場合が多いので、転倒車両を目撃したら次の周回は充分注意して走行すること。

(3) コースへの復帰

①安全な場所にてマシンが走行可能かどうか確認する。

②オイル・ガソリン・冷却水・ブレーキオイル等の漏れがないか確認する。漏れがあった場合は、無理にピットまで帰還しないこと。

③走行に危険がある部分の破損、重要保安部品の破損、または破損部が鋭利になっていないかを確認する。

④カウリング内に泥、砂利、草等が入っていないか確認し、また、タイヤに泥が付着したままライン上に復帰してはならない。

⑤後方の安全を充分に確認して余裕を持ってコースに復帰する。

4) マシントラブル

(1) 走行中にマシントラブルに見舞われた場合、レコードラインを走行するライダーの妨げにならないように注意してピットに戻ることができるが、後方の安全を確認し合図をしてからコースピット側を走行すること。

(2) コース上にオイル等の液体を撒き散らす恐れのあるようなトラブルがあった場合は、スロー走行でピットに戻ろうとはせずに、すみやかにコースアウトして安全な場所にマシンを止めなければならない。

(3) 車両は、自己の責任において安全装備等各サーキットにて要求される仕様を満たし、完全に整備されていなければならない。

5) ピットイン

(1) ピットインする車両のライダーは、後方を確認したのち、コース左側に車両を寄せ、手または足でピットインの合図を行なったのち、安全を確保しピットロードを徐行しなければならない。

6) 補助レーンおよびピットエリア（停車区域）を横切る目的以外で走行することは禁止される。

(1) ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近いピットレーンからピットエリアに入り、自己のピットにできるだけ寄って停車しなければならない。

(2) ピットレーンのスピード制限はオートポリスは60km/h以下、SPA直入は40km/h以下とする。

7) その他

(1) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、品格を疑われるような言動は厳に慎まなければならない。

(2) 走行時には、ライダーおよびピットクルーは、アルコール類あるいは薬品（興奮剤等）を使用してはならない。

4. 損害に対する責任

1) 走行中自己の車両およびその付属品および安全装備等が破損した場合、また、サーキットの付帯設備等を破損した場合も、その責任は自己が負わなければならない。

2) 走行に際して起こった負傷等は、参加者自らが責任を負うものとする。

【 公 示 】

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）公認のもとに国際スポーツ憲章・FIM競技規則に基づいた2025MFJ国内競技規則および、本競技会大会特別規則に基づいて開催される。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

2025 POLISPAロードレース選手権シリーズ

第2条 主催者および連絡先

■ 第1戦・第3戦

【オートポリス大会】

オートポリス倶楽部

株式会社オートポリス

〒877-0312

大分県日田市上津江町上野田1112-8

TEL：0973-55-1111

FAX：0973-55-1113

■ 第2戦・第4戦

【SPA直入大会】

SPA直入スポーツクラブ

株式会社オートポリス

〒878-0403

大分県竹田市直入町大字上田北字浦原510-15

TEL：0974-75-3191

FAX：0974-75-3195

第3条 開催場所

■ 第1戦・第3戦

【オートポリス大会】

オートポリスインターナショナルレーシングコース（略称：AP）

大分県日田市上津江町上野田1112-8

■ 第2戦・第4戦

【SPA直入大会】

SPA直入コース（略称：SPA）

大分県竹田市直入町大字上田北字浦原510-15

第4条 大会役員

公式プログラムにて公示する。

第5条 参加資格

ライダー

第6条に準じた競技会当日に有効なMFJロードレースライセンスを所持している者。

ピットクルー

競技会当日に有効なMFJピットクルーライセンスを所持している者。

ピットクルー登録人数は4名以内とする。

第6条 開催日程、開催クラスおよび参加資格

大会	開催日	競技会	POLISPAロードレース選手権シリーズ							スーパーサンデーフェスタ			会場	
			公認レース							承認レース				
		競技会格式	地方選手権 インタークラス				地方選手権 ナショナルクラス			※1			※2	
		開催クラス	Int JSB1000	Int ST1000	Int ST600	Int JP250	Nat ST1000	Nat ST600	Nat JP250	S80	Q250	SST250	Ninja Team Green Cup	
		参加資格 (MFJライセンス区分)	I				N	N/F	N/F/J	I/N/ F/J	N/F/J	N/F/ J	I/N/F	
		申込締め切り日	開催クラス											
第1戦	4月27日(日)	4月 6日(日)	●	●	●	●	●	●	●				●	AP
第2戦	6月 1日(日)	5月12日(月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		SPA
第3戦	7月20日(日)	6月29日(日)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		AP
第4戦	9月21日(日)	8月22日(月)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		SPA
開催数			4	4	4	4	4	4	4					
備考	◎略号について I=国際ライセンス、N=国内ライセンス、F=フレッシュマンライセンス、J=ジュニアライセンス ※1：S80、Q250、SST250については「スーパーサンデーフェスタ」となります。規則等についてはスーパーサンデーフェスタ大会特別規則書をご参照ください。 ※2：Ninja Team Green Cupについての詳細は、カワサキモータースジャパン発行のNinja Team Green Cup車両規則及び参加規則をご参照ください。													

※JSB1000/ST1000は混走レース、JP250/Q250/SST250/S80は開催コースにより混走となります。

(別表彰) AP：4クラス混走、SPA：参加台数により変動。

※SPA直入大会については、スーパーサンデーフェスタで他クラスも実施されます。

第7条 参加料金

【全大会共通】

通常料金 会員：21,000円(税込) / 非会員：26,000円(税込)

早期割引 会員：19,000円(税込) / 非会員：24,000円(税込)

※スーパーサンデーフェスタの参加料金は、スーパーサンデーフェスタ大会特別規則をご確認下さい。

計測器レンタル料 3,000円(税込) (MYLAPS製トランスポンダー「TR2 Car/Bike」をお持ちの方は不要) ※計測器のレンタルは有料となります。(第34条参照)

スポーツ安全保険料 2,000円(手数料込み) (APおよびSPAサーキットライセンス会員の方、または4月以降に加入済みの方を除く。)

※スポーツ安全保険は、加入団体により適用条件が変わりますので、他サーキットの会員様、他イベントで加入済みの方でも、加入が必要となります。

第8条 参加申込

1) 申込先・受付期間

開催日	申込期間	早期割引期間	申込先
4月27日(日)	3月 9日(日)～4月 6日(日)	3月 9日(日)～3月18日(火)	AP
6月 1日(日)	4月22日(火)～5月12日(月)	4月22日(火)～5月 2日(金)	SPA
7月20日(日)	6月 1日(日)～6月29日(日)	6月 1日(日)～6月10日(火)	AP
9月21日(日)	8月12日(火)～9月 1日(月)	8月12日(火)～8月22日(金)	SPA

※スーパーサンデーフェスタの申込期間は、スーパーサンデーフェスタ大会特別規則をご確認下さい。

- 2) 参加を希望する者は1)の受付期間内に、下記WEBサイトより申込を完了しなければならない。
(申込WEBサイト AP・SPA共通) https://www.ms-event.net/apweb/user/?a=race.race_entry_list
原則WEBエントリーのみの受付とするが、やむを得ぬ事情によりその他の方法でのエントリーを希望する者は、各主催者に直接連絡をし、主催者より指示された方法で参加申込をすること。
その場合でも、上記1)に定められた参加申込期間は厳守すること。
WEB以外の方法でのエントリーについては、事務手数料1,100円(税込)が別途必要となる。
- 3) 各大会とも、クラスごとの予選最多出走台数以上の参加申込は受け付けない。参加の優先順位は先着順とする。なお、WEBエントリー以外の方法で参加申込を行った場合、WEBエントリーにて参加申込をした者全員の後に参加申込順に先着順位を与える。
- 4) 満18歳未満のライダーは、事前に事務局より送付される誓約書・承諾書に親権者または保護者の署名、実印の捺印をし、その印鑑証明書(3ヶ月以内に取得したもの)と併せて参加受付時までに提出しなければならない。
ただし、事前に「年間誓約書・承諾書」を提出したレースに限り、申請時に提出された1通の印鑑登録証明書を年間有効とする。
※「年間誓約書・承諾書」は、提出した施設にて年間有効となりますので、各施設での提出が必要です。
上記の書類を参加受付時までに完全に提出できないものは、いかなる理由があろうと競技に参加することはできない。
- 5) ライダーおよびピットクルーは参加申込に際し、誓約文に同意しなければならない。
- 6) 正式受理後に参加を取り消す者には参加料は返金されない。
- 7) 正式受理後のピットクルー変更には、1,100円(税込)の変更料が必要となる。
- 8) 参加を拒否された者に対しては、参加料の全額が返還される。

第9条 受理書、クレデンシャルパスならびに車両通行証

- 1) 参加申込が正式に受理された参加者には「正式参加受理書・公式通知・その他」が登録されたE-MAILアドレス宛に送付される。
- 2) 参加者・ライダー・ピットクルー等は大会組織委員会から発行されたクレデンシャルパス、車両通行証を常時、明瞭に確認できる様、必ず携帯もしくは貼り付けておかなければならない。
- 3) 交付されたクレデンシャルパス、車両通行証は他に貸与したり転用してはならない。
- 4) クレデンシャルパス、車両通行証の紛失、破損等した場合は大会事務局にて手続きを行い再発行を受けること。再発行手数料は2,200円(税込)とする。
- 5) クレデンシャルパス、車両通行証を偽造した場合は、当該ライダーに失格を含む罰則が科せられる場合がある。

第10条 参加車両

JSB1000、ST1000、ST600、JP250車両は2025 MFJ国内競技規則に合致した車両とする。

第11条 ライダー装備

MFJロードレース競技規則に基づく。

※2025年よりMFJ国内競技規則のエアバッグ式プロテクション使用義務年齢の改定に伴い、22歳以下および55歳以上の選手はMFJに登録されているエアバッグの着用が義務となりました。(2024年予告事項)

第12条 チーム名

- 1) チーム名は20文字(AP)、15文字(SPA)以内とする。大文字、小文字に関わらず指定文字数を超えるものは削除または短縮する。(プログラム掲載は指定文字全記載、タイミングモニター、リザルトでは切れる場合があります)
- 2) 参加申込み時点で登録したチーム名を変更する場合は、変更手数料1,100円(税込)と必要書類を添えて競技会事務局長宛に提出すること。
- 3) スポンサー名等を含むチーム名は参加申込みの車両名登録の際、所定の欄に記入して競技会事務局の了承を得なければならないが、主催者が発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書や場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。
- 4) 公序良俗に反するものであってはならない。

第13条 決勝最多出場台数・決勝周回数

会 場	決勝最多 出場台数	クラス	決勝周回数
SPA直入	25台	JSB1000/ST1000/ST600/JP250	17Laps
AUTOPOLIS	48台	JSB1000/ST1000/ST600	10Laps
		JP250	9Laps

※ウエット時（ウエットレース宣言中）決勝周回数を「2周を基本として減算」する場合がある。

第14条 参加受付

ライダー、ピットクルーは公式通知で示された時間内に下記のものを提示の上、参加受付を行い出場資格の確認を受けなければならない。

- 1) 正式参加受理書
- 2) 当日有効なMFJライセンス（ライダー、ピットクルー）
- 3) メディカルパスポート（各自MFJホームページからダウンロードをして記入し携帯すること）
- 4) その他主催者が提出を義務にした書類
- 5) 未成年者は、親権者の承諾書（実印の押印）/印鑑証明書

第15条 ライダーのエントリー、変更ならびにダブルエントリー

- 1) 受理書発送後のライダー変更は認められない。
- 2) ライダーの同一競技会の他クラスへのダブルエントリーは認められるが、一つの競技がもたらす次の競技への影響については一切考慮されない。
- 3) ダブルエントリー車（同一車両）を同一競技会の複数クラスに使用する場合、いずれのクラスの車両規定にも合致していること。なお、同一車両を複数のライダーが使用することはできない。（耐久レースは除く）
- 4) ダブルエントリー車で、一つのクラスの車両保管中に他のクラスに出走する必要がある場合には、競技監督の許可を得て他のクラスに出場すること。また、その車両の部品交換が生じた場合は、その都度、車検長に前もって申し出て、部品交換後、検査に合格しなければならない。

第16条 参加者の遵守事項

- 1) 参加者は参加申し込みをする際、ならびに出場する大会の前日に、本規則第40条にて定める「POLISPAロードレースブルテン」にて規則の変更や追加を確認しなければならない。（P15参照）
- 2) 参加者は自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルーならびにゲストに対して諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故について、その最終的責任を負わなければならない。また、チーム監督、ライダー、ピットクルーならびにゲスト自身も同様にそれぞれの責任を負うものとする。
- 3) 施設に対する損害賠償義務
参加者は、自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルーならびにゲストなどが施設の器材、備品、消耗品、車両などに損害を与えた場合や消耗した場合はその原因の如何を問わず補償の責任を負うものとする。
- 4) 16才未満の者はピットエリア、サインボードエリアへの出入りは禁止される。
- 5) 競技車両および主催者が特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所においても自動車登録番号（ナンバープレート）が無い車両と自転車以外のブレーキの無い車輪のついた乗り物（キックボード、スケートボード等）は使用が禁止される。
- 6) 参加者およびライダーなどのチーム関係者は競技監督および審査委員会によって事情聴取などを受けるか、もしくは受けた場合は指示があるまでサーキットを離れてはならない。やむを得ない理由により代理人を残す場合は審査委員会の承認を得なければならない。
- 7) 常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し、言動を慎むものとする。
- 8) 薬品などによって精神状態をつくろってはならない。また、酒気を帯びてはならない。
- 9) 許可された区域以外での喫煙は禁止される。※当該喫煙者に対して大会期間中のパドック内への立ち入りを禁止される場合がある。
- 10) 主催者や大会後援協力者、審査委員会、サーキット従業員など大会関係者の名誉を傷付けてはならない。

- 11) 使用したピットは終了後清掃し、使用済みタイヤ、部品、廃油等はパドック等に放置せず、参加者が必ず持ち帰ること。
放置した場合は不法投棄とみなし、罰則が適用される。
- 12) 競技会期間中、コンクリートウォール上のデブリフェンス等への立ち上がりや、乗り越える等の行為を一切行ってはならない。

第17条 走行中のライダーの遵守事項

ライダーは2025年MFJ国内競技規則第3章15「競技参加者の遵守事項」はもちろんのこと、下記に示した項目も遵守しなければならない。走行中のライダーは次の各項を大会期間中の公式予選・決勝レース全てにおいて守らなければならない。

- 1) 公式車両検査に合格した装備品の確実な着用。
- 2) コース走行は、如何なる場合も逆方向に走行してはならない。
- 3) 競技役員の指示無くショートコースの短絡路、サービスロードなどの規定外の走行路を走行してはならない。
- 4) コース上でのグリーン上カットなどは、危険な状態を回避する場合を除いて行ってはならない。
- 5) 走路外に出た車両が本コースに復帰する時は本コース走行車両が優先することを遵守し、後続車両など他車の妨害にならない様、安全を確認しなければならない。
- 6) 車両をコースに沿って押し進めたり、決勝ラインを越えて押し進めたりすることは許されない。
- 7) 競技中、事故あるいは故障などにより以後の走行の権利を放棄（リタイヤ）する場合はその旨を最も近い競技役員に報告しなければならない。その後ライダーはガードレールの外、もしくはコンクリートウォール上に避難しなければならない。理由もしくは時間の如何を問わず、競技役員に報告することなく、そのライダーがコース上において一時的にも車両から離れた場合、レースを放棄したものとみなされる。なお、ライダーが負傷その他やむを得ない事情で報告することができない場合は競技役員の判定で放棄したものとみなされるが、この判定に対する抗議は受け付けられない。
- 8) 緊急の際、競技中に救急車、消防車、競技役員車、レッカー車などサービス車両がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐停車したり、競技役員がコースに立ち入る場合があることをライダーは承知していなければならない。
- 9) ライダーが自己の意思に反して、またはその他の理由により、やむを得ず車両を停止した場合には当該車両をできるだけすみやかにトラックから移動して後続車両の支障とならないように配慮しなければならない。ライダーが単独で車両を移動できない場合には競技役員がこれを援助することができる。再スタートの方法は、競技役員が安全な場所へエンジンを停止状態で移動後に再スタートができる。再スタートの条件は車両に搭載されたスターターで始動するかまたは自力でのエンジン始動ができること。
- 10) 走行中のライダーまたは権限を与えられた競技役員を除き、ピットおよびスターティンググリッド以外に停止している車両に触れることは許されない。
- 11) 何らかの理由の為にレーシングスピードで本線を走行できない場合は、進路方向左側を常に走行し、手または足などで後続のライダーにスロー走行していることを示さなければならない。
- 12) スタート練習は、公式通知等で指定されたスタート練習区域がない限り、一切行ってはならない。

第18条 主催者の権限

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなく参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) ライダーに対して指定医師による健康診断を要求し、競技出場の健康上の資格について最終決定することができる。
- 3) 競技車両番号の指定、ピット割当などにあたっては各参加者の優先順位を決定することができる。
- 4) 賞典を適宜に追加することができる。
- 5) 大会スポンサーの広告を競技車両に貼付させることができる。
- 6) やむを得ない理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。ただし参加料・参加申込書・車両仕様書が完全に揃った状態で提出され、競技会事務局長によって受理されたものに限る。
- 7) すべての参加者、ライダー、ピットクルーおよびその参加車両の音声、写真、映像、レース結果などに関し、主催者は報道、放送、出版などの権限を有し、主催者が許可した場合、この権限を第三者が持つこともできる。

第2章 競技規則

第19条 コースへの進入

- 1) ピットアウト車両はピットレーン出口の信号機に従ってコースインしなければならない。信号機は以下のように表示する。

【公式予選の場合】

- ①緑灯=コースインできる。
- ②青灯点滅=メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。
- ③赤灯=コースイン不可

【決勝レースの場合】

- ①緑灯=コースインできる。
- ②青灯点滅=メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。
- ③赤灯=コースイン不可

- 2) コースインする際はピットレーンとメインストレートとを分離するホワイトラインをカットしてはならない。
- 3) コースイン後は、第一コーナー先までコース左端を走行し、本コースメインストレートを走行してきた後続車両の走路妨害をしてはならない。
- 4) ピットアウト車両はエンジン始動の際、ピットエンドまではピットクルーの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。

第20条 ピットレーンへの進入

ピットインする場合は走行ラインをコース左端にとり、後続車に手または足などで合図を行った後、安全を確認して最終コーナーポスト前付近のピットレーン入口のホワイトライン（白色実線）をカットすることなくピットインすること。

第21条 ピット作業

- 1) 競技車両がピットインした場合、当該車両のピットクルーは自ピットの作業エリアで作業することができる。なお、ピット作業の場合を除いて、当該車両の部品や工具、燃料補給器具を作業エリアに置くことは禁止される。
- 2) ピット作業エリアで作業中の車両に対して当該ライダーが車両から離れて作業を行うこともできる。ただし、作業人員を制限されている場合はその人数を越えて作業を行ってはならない。
- 3) 作業終了後は、ピット作業エリアに置いてある全ての工具・部品・タイヤ等をかたづけなければならない。
- 4) ピットボックス内へ競技役員の指示や許可なく競技車両を移動した場合、決勝レース中においてはリタイヤとみなされる。

第22条 公式車検

公式車検に車両を提示することは、当該の競技車両が全ての規則に適合していると申請しているものとみなされる。

- 1) 参加受付後、公式車検は公式通知に示されたタイムスケジュールに従って当該サーキット内の所定の場所にて行われる。指定された時間外の車検は、競技監督が特別に認めた場合以外行わない。
- 2) 公式車検では「競技車両」（トランスポンダーの取り付けおよび、アンダーカウルを取り外し、外したアンダーカウルを持参すること）「ライダー装備品」「その他の書類」をライダー本人または、登録されたピットクルーが持参し受検すること。
※「車両仕様書」は大会毎の公式車検の際、必要事項を記入し提出しなければならない。
- 3) 一度車両検査に合格した「車両」・「装備品」であってもレース後の再車両検査や次大会の車両検査を合格することを保証するものではない。また、当該大会以外での受検実績は一切考慮しない。
- 4) 車検長は如何なる場合も、車両の分解、部品の交換を指示することが認められ競技参加者は車検長の指示に従わなければならない。
- 5) 車載カメラ搭載を希望する参加者は、公式車検時に車検場へ所定の書式を提出し車検長の承認を得なければならない。車輛以外への取り付け（ライダー・ヘルメット等）は認めない。
- 6) 撮影された映像は原則として個人鑑賞に限られ、その他の使用に関しては大会組織委員会ならびにオートポリスの許可を必要とする。
- 7) 撮影された映像をオーガナイザーが要求した場合、当該参加者は速やかに提出しなければならない。

第23条 ライダーズブリーフィング

- 1) 遅刻・欠席者に対しては再ブリーフィングが行われる。
再ブリーフィング手数料は遅刻「3,300円」(税込)、欠席「5,500円」(税込)とする。
- 2) 競技監督は必要に応じブリーフィングを開催することが出来る。その場合は適切な方法で開催場所・時間が告知される。

第24条 スタート前チェック

- 1) タイムスケジュールに従って、決勝レース出場者は指定された場所にて、必ずスタート前チェックを受けなければならない。
- 2) チェックを受けるものは、公式車検にて合格した車両とヘルメットとする。
- 3) 車両は決勝レースが走行できる状態で持ち込むこと。(転がしタイヤの装着は禁止)

第25条 公式予選

- 1) 義務周回数は定めない。
- 2) 大会審査委員会は予選通過基準タイムをクリアできなかったライダーに対して各大会の特別規則に示される決勝出走台数(グリッド数)を超えない範囲で特別に決勝出走を認めることができる。ただし、暫定結果発表後30分以内に嘆願書を大会事務局に提出すること。また、決勝レース出走については大会審査委員会で審議の上決定する。
なお、決勝出走が許可された場合にはグリッド表にて発表される。

第26条 決勝グリッド及びスタート

- 1) スタート方式はクラッチスタートとする。
- 2) スターティンググリッド
 - ① 1列に3台とし、各列交互に配列される。
 - ② 階段状グリッドを使用する。
 - ③ ポールポジション・・・AP: 最前列左側、SPA: 最前列右側、とする。
- 3) スタート合図はグリッド前方シグナルライトもしくは日章旗によって行われる。
- 4) ウォームアップラップ開始時、セーフティカーが3番ポストを通過後、もしくはグリッドからスタートした集団がピットレーン出口を通過した時点で、ピットエンドはオープンされ、10秒後にクローズとなる。ピットエンドクローズまでにコースイン出来なかった車両は、ピットスタートとする。

第27条 レース終了

各レースの終了合図は、チェッカーフラッグの表示により示されトップ車両がゴールした後、次の経過した時点とする。

サーキット	AUTOPOLIS	SPA直入
経過時間	5分間	3分間

チェッカーフラッグを受けた車両はコースを1周してピットレーンに進入し競技役員の指示に従うこと。

第28条 仮表彰

- 1) レース終了後、最大上位6名のライダーに対して仮表彰が行われる。なお、場所については公式通知に示す。
- 2) 仮表彰を拒否したライダーは賞典を受ける権利を放棄したとみなされる。

第29条 レース終了後の車両保管、再車検

- 1) 原則として各クラス上位6台が車両保管場所に一定時間保管される。それらの車両は審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場で保管される。※出走台数により賞典が制限される場合、その台数分を車両保管する。
- 2) 車両保管場所への出入りは担当の競技役員のみ許される。
- 3) 競技監督の許可がない限り、いかなる者も保管中の車両に手を触れることは禁止される。
- 4) 決勝レース終了後、車検長が指定した車両は再車両検査(分解整備ができる工具等を持参し)を受けるものとし、大会審査委員会、競技監督はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。なお、再車検を拒否した場合は最大失格までの罰則が科される。

第30条 大会賞典

賞典の対象者は最大6位までとし、参加台数により下記の通り制限されるものとする。

	2-3台	4-5台	6-7台	8-9台	10-11台	12台以上
入賞順位	1位まで	2位まで	3位まで	4位まで	5位まで	6位まで

第3章 参加車両規定

第31条 車両規則基本仕様

2025 MFJ国内競技規則に準ずる。

第32条 フロントゼッケン

- 1) フロントゼッケン貼り付け位置については、センターまたは車体左側とする。
(計時がコース左側となるため)
なお、フロントゼッケンを左右に貼り付けることも可能。ただし、左右単独で判別できるよう間隔を取る。
- 2) 2024年度国際クラスランキング1位の選手についてのみ、ゼッケン「1」の使用を認める。また2024年度国内クラスランキング1位の選手についてのみ、ゼッケン「01」の使用を認める。なお、チャンピオンゼッケン「1」「01」に限り字体・色は自由とするが判読しやすいものでなければならない。
- 3) チャンピオンゼッケン対象者

	JSB1000	ST1000	ST600	JP250
INT		荒瀬 貴	茅野 一喜	
NAT		藤井 要	坂本 佑心	

- 4) ナンバープレートの配色は以下の通りとする。

クラス	地色	文字色
JSB1000	黄	黒
ST1000	紺	白
ST600	白	黒
Int JP250	赤	白
Nat JP250	白	黒

※文字は艶消しのゴシック体を基準とし、影つき文字は認められない。また、地色の蛍光色使用は禁止する。

※前年度、全日本選手権シリーズランキングの各クラス1～10位の選手は、2025 MFJ国内競技規則付則5-13項 13-6-2項を適用してもよい。

第33条 GPS装置

- 1) 競技車両はオーガナイザーの準備するMYLAPS社製のGPS装置「X2 Racelink Club」を取り付けなければならない。また、競技役員が取付位置の変更を要求した場合にはただちに従わなければならない。
- 2) 返却期限は出場したレースの終了後1時間以内とする。
(予選敗退者の返却は当該予選終了後1時間以内)
なお、紛失・破損等があった場合、主催者より補償料を請求される場合がある。

第34条 自動車番読取装置（トランスポンダー）

- 1) MYLAPS社製の自動車番読取装置（トランスポンダー）「TR2 Car/Bike」を取り付けなければならない。拒否した場合、当該車両ならびにライダーの出場は認められない。
- 2) MYLAPS社製トランスポンダー（マイボンダー）は、マイボンダーのIDを参加申込時に大会事務局へ申請することで使用が認められる。ただし、競技会の計時委員長がオーガナイザーの準備するトランスポンダー取付けを要求した場合はただちに従わなければならない。
- 3) マイボンダー及びオーガナイザーの準備するトランスポンダーを問わず、複数のトランスポンダーを搭載しての出走は認められない。

- 4) トランスポンダーIDの申請不備や搭載に関わる規則に違反した場合はペナルティが課される場合がある。
- 5) 自動車番読取装置のレンタルは有料（税込3,000円/戦）とし、参加申込時に事務局に申請すること。配布は参加受付時に行う。返却期限は出場したレースの終了後1時間以内とする（予選敗退者の返却は当該予選終了後1時間以内）。なお、紛失・破損等があった場合、主催者より代金を請求される場合がある（請求額は主催者ごとに定める）。

※MYLAPS社製のトランスポンダーは、購入の他、サブスクリプション契約で1年からご契約いただけます。このマイポインターがあれば、レースだけでなく、通常のスポーツ走行でもいつでも自身のタイムが計測・確認できるようになります。※全国の国際コース等でも対応しております。

◆ご購入：MYLAPS社 Webサイト：<https://www.mylaps.com/jp/>

◆使用可能コース：MYLAPS社Webサイト内「Speed hive」で確認いただけます。

第35条 使用ガソリン

- 1) 参加車両が大会期間中に使用できる燃料は当該サーキット内で販売されている燃料とする。
- 2) ガソリン購入証明書は、購入時のレシートを証明書とする。
- 3) ガソリン購入証明書の提示期限は公式車両検査終了までとする。
やむを得ず公式車両検査までに提示できない場合は車検長に承諾を得ること。
- 4) ガソリン性状表は、各主催者が別途公示する。

第4章 その他

第36条 2025年POLISPAロードレース選手権シリーズランキング

下記の通り、JSB1000・ST1000・ST600・JP250クラスのPOLISPAロードレース選手権インター・ナショナルシリーズランキングを決定する。

- 1) 当選手権シリーズで得た全ての得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。
- 2) 上記1)で同点となった場合、ポイント獲得の有無に関わらず上位順位獲得回数の多い者を上位とする。
例：同点の者同士で、1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位とする。
これでも同位の場合、2位を獲得した回数で比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- 3) 上記2)で決定できない場合、最終戦の上位者を上位とする。
- 4) 上記3)で決定できない場合、最終戦に最も近い大会において、より上位の順位を獲得した者を上位とする。
- 5) 上記4)でも決定できない場合は同順位とする。

第37条 シリーズ賞典

- 1) 各クラス1位～6位に正賞（トロフィー）を授与する。
シリーズ表彰基準
①シリーズ賞は、年間2レース以上レースが成立していること。
②開催されている施設全てにそれぞれ1回以上参戦していること。
③台数未達によって不成立となり、全施設参加の条件を満たせない場合は、不成立となった大会に申込みをしていることを条件として、シリーズ賞の対象とする。
- 2) シリーズ表彰対象は、下記の通り平均参加台数により制限される。

シリーズ年間平均参加台数	シリーズ表彰対象順位
12 台以上	上位 6 位まで
10 ～ 11 台	上位 5 位まで
8 ～ 9 台	上位 4 位まで
6 ～ 7 台	上位 3 位まで
5 台	上位 2 位まで
4 台以下	1 位のみ

※参加者がいない大会でも、1戦としてカウントする。

※シリーズ年間平均参加台数算出において、少数点以下は切り捨てとする。

※この参加台数とは、予選の出走台数をいう。

【シリーズ年間表彰賞金細目】

賞金総額63万円（税込）

順位	JSB1000	ST1000	ST600
1位	60,000円	60,000 円	60,000円
2位	50,000円	50,000 円	50,000円
3位	40,000円	40,000 円	40,000円
4位	30,000円	30,000 円	30,000円
5位	20,000円	20,000 円	20,000円
6位	10,000円	10,000 円	10,000円
合計	210,000円	210,000 円	210,000円

シリーズ終了後、シリーズ年間表彰式を行い、表彰式にて正賞ならびに賞金目録を授与する。

賞金はインターナショナルクラス（国際クラス）のみとする。

第38条 大会役員の責任

参加者、ライダーおよびピットクルーは主催者・大会役員・競技役員および係員が一切の損害賠償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者・ライダー・ピットクルーの負傷・死亡および競技車両の損害に対して主催者・大会役員・競技役員および係員は一切の補償責任のないことをいう。

第39条 本大会特別規則の解釈

規則の解釈、および判断に混乱が生じた場合、参加者は文章によって質疑することができる。質疑に対する回答はFIM国際競技規則、およびMFJ 2025国内競技規則に基づいた大会審査委員会の解釈または決定を最終のものとし、質疑者に口頭にて回答される。

第40条 ブルテンの発行

- 1) 主催者は年度途中においても大会特別規則について見直しを行う場合がある。
その内容は、POLISPAロードレース選手権シリーズブルテンで発表される。また、第39条の本大会特別規則の解釈についても、統一の解釈をブルテンで発表する場合がある。
- 2) 発表は下記ホームページとする。

【AUTOPOLIS】 <https://autopolis.jp/ap/>

【SPA直入】 <https://autopolis.jp/spa/>

上記ホームページにてブルテンを確認できない参加者は、各主催者へ申し出て、ブルテンを郵送にて受け取ること。

第41条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要指示事項は、公式通知によって公示される。

公式通知は、

- ① 参加者が参加申込時に登録したE-MAILアドレスに送付される。
- ② 各主催者のホームページに掲載される。
- ③ 大会事務局にて配布される。
- ④ 各競技会場の公式掲示板に掲出される。
- ⑤ ライダーズブリーフィングで配布される。
- ⑥ 緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上のいずれかの方法によって参加者に告知される。

第42条 負傷時の医療室受診義務

転倒・事故等により負傷した場合、必ず各サーキットメディカルセンターにて受診し記録を残さなければならない。また、負傷の度合いにより下記の応需病院に搬送される場合がある。

【オートポリス】

川口病院：	熊本県菊池市隈府823-1	TEL：0968-25-2230
熊本セントラル病院：	熊本県菊池郡菊陽町原水292	TEL：096-340-5001
熊本整形外科病院：	熊本県熊本市中央区新屋敷1-17-1	TEL：096-366-3666
済生会熊本病院：	熊本県熊本市南区近見5-3-1	TEL：096-351-8000

【SPA直入】

大久保病院：	大分県竹田市久住町栢木6026-2	TEL：0974-64-7777
大分三愛メディカルセンター：	大分県大分市市1213	TEL：097-541-1311
大分大学医学部付属病院：	大分県由布市狭間町医大ヶ丘1-1	TEL：097-549-4411
永富脳神経外科病院：	大分県大分市西大道2-1-20	TEL：097-545-1717

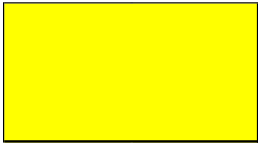
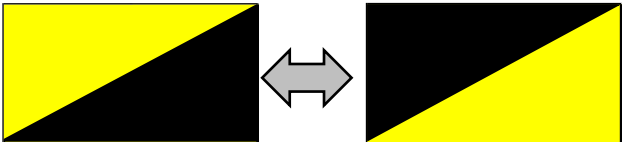
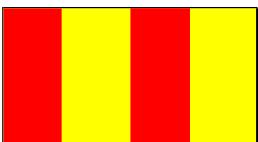
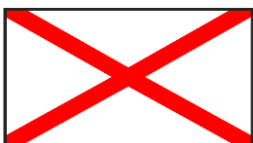
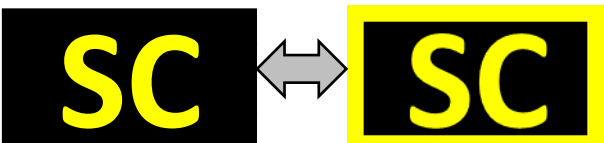
第43条 その他

本大会特別規則に示されていない事項は2025MFJ国内競技規則に基づく。

第44条 規則の施行

本規則は2025年1月1日より施行する。

信号合図（ライトパネル）図解

赤旗		点滅表示
黄旗 1本振動		点滅表示
黄旗 2本振動		アニメーション表示
青旗		点滅表示
白旗		点滅表示
緑旗		点滅表示
赤ストライプ付黄旗		点灯表示
レッドクロス		点滅表示
白黒斜分割旗		点滅表示
SC		アニメーション表示

2025年1月31日 発行